

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ【追記3】

令和5年8月10日

株式会社あそしあ少額短期保険

令和5年7月7日から大雨による災害により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834

受付時間 : 24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
島根県	7月8日	出雲市（いずもし）
佐賀県		佐賀市（さがし） 唐津市（からつし） 伊万里市（いまりし）
大分県		中津市（なかつし） 日田市（ひたし）
福岡県		久留米市（くるめし） 八女市（やめし） 筑後市（ちくごし） うきは市（うきはし） 朝倉市（あさくらし） 那珂川市（なかがわし） 朝倉郡筑前町（あさくらぐんちくぜんまち） 朝倉郡東峰村（あさくらぐんとうほうむら） 八女郡広川町（やめぐんひろかわまち） 田川郡添田町（たがわぐんそえだまち）

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
富山県	7月12日	富山市（とやまし） 高岡市（たかおかし） 小矢部市（おやべし） 南砺市（なんとし）
青森県	7月14日	西津軽郡深浦町（にしつがるぐんふかうらまち）
秋田県		秋田市（あきたし） 能代市（のしろし） 男鹿市（おがし） 潟上市（かたがみし） 大仙市（だいせんし） 北秋田市（きたあきたし） 仙北市（せんぼくし） 北秋田郡上小阿仁村（きたあきたぐんかみこあにむら） 山本郡藤里町（やまもとぐんふじさとまち） 山本郡三種町（やまもとぐんみたねちょう） 山本郡八峰町（やまもとぐんはっほうちょう） 南秋田郡五城目町（みなみあきたぐんごじょうめまち） 南秋田郡八郎潟町（みなみあきたぐんはちろうがたまち） 南秋田郡井川町（みなみあきたぐんいかわまち） 南秋田郡大潟村（みなみあきたぐんおおがたむら）

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
石川県	7月12日	河北郡津幡町（かほくぐんつばたまち）

以上